

令和元年度

第30回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年12月10日(火曜日) 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の貸借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について
議案第6号	農地法第3条許可申請における別段面積の変更について

出席委員（17名）

2番 山本 宏一
3番 土橋 ひさ
4番 有本 太一
5番 曾根 光彦
6番 坂東 紀好
7番 吉中 雅三
8番 湯川 徳弘
10番 岩橋 章
11番 和田 好夫

12番 藤井 高
13番 廣井 伸多
14番 辻本 傑
15番 吉川 松男
16番 大河内壽一
17番 山本 茂樹
18番 谷河 績
19番 中村 弘

欠席委員（1名）

1番 宇治田清治

出席職員

農業委員会事務局

局長 東山 雅彦
課長 奥谷 知彦
副課長 清瀧 篤樹
班長 中川 拓哉
事務主査 中村 純也
事務副主任 稲垣 良典
事務副主任 東 健太

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第30回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第30回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る11月28日、土橋委員、有本委員、和田委員、辻本委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、宇治田委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、有本委員、曾根委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中村主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、23件ありました。全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。なお、市外に在住の方が相続された件について説明します。No. 3は転用済です。No. 8は近々転用する意向とのことです。No. 15は・・・が管理すると思われます。No. 19とNo. 20は・・・であり・・・

・・・が管理すると思われます。No. 21とNo. 22は・・・で引き続き耕作すると聞いています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で5件ありました。なお、No. 4は議案第2号農地法第3条の許可申請に関連しており、No. 5は利用権に関する解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

使用貸借権の解約が1件ありました。

№. 1は・・・年・・・月・・・日から設定されている使用貸借権を合意解約するもので、議案第3号農地法第5条許可の№. 7と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、認定電気通信事業者の空中線系施設の設置に伴う農地転用の届出で1件ありました。なお、賃借権設定です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

◆16番（大河内 壽一） これ一部だけ転用になる、この前も言った民と民の話だが、国が認めていると言って・・・が一銭も出さない。

◆会長（谷河 績） 当農業委員会で以前質問がありましたが、金銭については当農業委員会に関係ないこととなります。これまでも何番地内の一部で認められていますのでそのようお願いします。分筆するのに測量代金等費用がかかったと言うようなことは個人的な事になると思います。

◆16番（大河内 壽一） このような件について報告事項とするのではなく、議案に載せて審議したらどうか。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。こちら空中線系の届出になっています。農地法上、農地以外にすることについては基本的には農地転用の許可申請が必要になる

が、この件は許可不要で届出を出すだけとなっており議案となる性質のものではないというところになります。

◆16番（大河内 壽一） これ最初のころは議案になっていませんか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。携帯の基地局が出来始めたのが約20年以上前のことであって、当時は電波等で影響があるのではないかという理由で反対が多いということがありました。法律上許可不要案件となっていること、議案として審議する場合、議案として審議する以上は不許可とすることも出来るが、本来この件については許可を得る必要がないということで、こういうことを行いましたという報告をあげている。当時も地元の反対が多いとか事情があり同意書を付けていたとか県に報告をしていたことがあつたと思いますが、当時は議案としてあげていたことはないかと記憶しています。

◆会長（谷河 績） 今、ご意見がありましたが、この件については許可不要案件ということになります。他になにかございせんか。

ないようですので、この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内的の農地転用の届出で2件ありました。令和元年11月12日付、19日付で受理通

知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で18件ありました。令和元年11月12日付、19日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 1和解調停による単独申請となっており、採草放牧地を・・・の一部として転用するための申請です。また、No. 5、12、17は開発許可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より許可されたもので、3件ありました。面積は田が9,329㎡です。なお、全て令和元年11月8日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた

します。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明いたします。

机上に対象農地の写真を配付しておりますので資料1をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が2件ありました。対象農地は田のみで面積は2,412㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第5号No. 3及びNo. 10で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で8件ありました。No. 1からNo. 8については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当外農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 2は・・・への所

有権移転で、No. 6は報告事項農地法第18条合意解約No. 4と関連しています。また、No. 8は、新規就農となるため、現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 8につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので土橋委員さん報告願います。

◆3番（土橋 ひさ） 議案第2号のNo. 8について説明します。当許可申請について11月28日に和田委員と私と事務局と共に現地調査と事情聴取を実施いたしました。新規参入の方です。申請地は、・・・で面積・・・㎡です。申請目的は、所有権の移転です。今回の申請理由は、アウトドア活動が好きで、自然の中で定年のない農業をやりたいと思っていました。田舎の家を購入しようとした時に、農地も買ってほしいと言われ申請に至りました。

夫は・・・で、農業従事者は譲受人の・・・です。農業経験はなく家庭菜園を作る程度ですが、祖母の家が農家だったこともあり近所の農家のビニールハウスのビニールの張り替えを手伝っていました。今後仕事をやめ就農支援センターで農業を学ぶ予定だそうです。譲渡人との関係は直接ありません。自宅から申請地までの距離は、・・・の近くに建っている住居を購入し・・・月・・・日に引越す予定なので自転車で移動できます。

作付け計画は、水田として利用していた田は引き続き水田として耕作します。耕作人は今までの耕作者で譲渡人の知人の・・・氏です。この・・・氏はトラクターや田植え機を貸してあげること、今後の農作業も教

えてくれるとのことでした。休耕地には、柑橘、イチジク、ブルーベリーなどを作付け予定です。

新規参入者ですので、農地を購入したら荒らさないように耕作し管理すること、農村に住むことは共同作業など地域の人達と助け合うことなど注意し集落にとけ込む大切さを説明いたしました。・・・氏は、やる気一杯の農業好きの方のように見え特に問題はないと思いますが、皆さんの慎重審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、直川地区・・・、北サービスセンターから・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所がある、第3種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、インターチェンジに近く物流に適した当該申請地を、現在不足している・・・及び・・・として転用しようとするものです。

No. 2申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha

未満のため第2種農地に該当します。本申請は、委員会による現地調査及び事情聴取の案件ではありますが、申請者の都合により事情聴取へ協力いただくことが出来ておりません。申請内容に関する説明を行います。当該申請地は非常に荒廃しており、・・・を継続することが困難とのことです。近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから・・・及びそのメンテナンスを目的とした・・・及び・・・へ転用しようとするものです。

No. 3申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、申請地周辺にて行う・・・の敷設時にパネル及び架台等を置くための・・・及び・・・として転用しようとするものです。周辺での敷設工事の完了後は、そのメンテナンスを目的とした・・・としての利用が計画されております。

No. 4申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。当該申請地は非常に荒廃しており、・・・を継続することが困難とのことです。近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 5申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。当該申請地は非常に荒廃しており、・・・を継続することが困難とのことです。近隣に耕

作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 6申請地は、山口地区・・・、山口小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者の・・・が現在一人で・・・を行っているとすることで、それに協力しかつ将来・・・を承継する予定である等の理由から、・・・にも近い当該申請地を・・・として転用しようとするものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 7申請地は、川永地区・・・、誠佑記念病院から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、事業拡大に伴い、資材運搬用の車両や資材の・・・が不足することとなり、既存の施設に隣接している当該申請地を・・・及び・・・として転用しようとするものです。なお、報告事項使用貸借権の解約No. 1と関連しております。

No. 8申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請者は・・・を営んでおり、業務拡大に伴い不足する・・・を確保するため転用の申請をするものです。

No. 9申請地は、西和佐地区・・・、田

井ノ瀬駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある第3種農地に該当します。申請者は、現在、・・・に住んでいますが、実家に近く、・・・が所有する当該地に・・・を建設するため転用の申請をするものです。土地の形状から通路部分を確保する必要があったことと・・・を確保する必要があったため、このような申請面積になったとのことです。

No. 10申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山中学校・高等学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでいる法人で、申請地北側にて・・・を運営している関連会社から従業員及び施設利用者のための・・・が不足しているとの申し出があり、申請者にて整備し、・・・として貸し出すこととなったため、本申請に至りました。

No. 11申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山中学校・高等学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、駅から近く住環境に適した場所である当該申請地へ・・・を建てるべく転用の申請をするものです。

なお、No. 7、11については、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 7につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので有本委員さん報告願います。

◆4番（有本 太一） 去る11月28

日辻本委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。申請地は、・・・、田で面積は・・・㎡です。紀ノ川の堤防沿いです。申請者は、・・・で資本金・・・円、従業員・・・名、設立日は・・・年・・・月・・・日、年間売上額は・・・円、・・・です。転用目的は・・・と・・・です。・・・には、空のドラム缶やタンクを置くとのこと。進入路は現在の駐車場から進入して地面より約1.5m上げて、雨水は自然浸透の予定との事です。近隣の農業への影響はなく承諾を得ているとの事です。資金計画は・・・で、完成は許可日から・・・を予定しているとのことです。以上のことから、当許可申請については、特に問題はないと思われませんが皆様のご慎重なご審議をよろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。続いてNo. 11につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので和田委員さん報告願います。

◆11番（和田 好夫） 議案第3号No. 11について報告いたします。11月28日に土橋委員さんと共に現地調査及び事情聴取を行いました。事情聴取については、・・・さん、・・・さんより行いました。

申請地は第2種の田及び畑の合計面積は・・・㎡です。転用目的は・・・を予定しています。申請者は・・・で、・・・年・・・月・・・日に設立され、資本金・・・円、従業員は・・・名、年間売上額は・・・円で、・・・を主な業種とする会社です。

転用に至った理由ですが、申請地から最寄りの駅である・・・までは徒歩圏内であり、保育所も近くにあり子育てするのに良い環境です。申請地及び・・・の宅地、

・・・の雑種地の隣接地も譲受け一体化利用して、・・・として転用したいとのことです。

排水ですが、南側の用水路に放流し、亀川に流入するとのことです。用水路を管理する本渡水利組合の承諾書も添付されています。なお、用水路の一部が損壊していますが、造成工事と同時に工事を行うとのことです。隣接用地への影響ですが、隣接地南側の・・・さん、北側の・・・さんよりの同意書が提出されています。工事経費は・・・円ですが、・・・で賄うとのことです。完成は許可日から・・・を予定しています。以上のことから、許可申請について特に問題はないと思われませんが、委員の皆様のご慎重なご審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（山本 宏一） 以前もこの辺りで・・・の設置申請がありました。また、・・・もこの申請地の上にあると思えますが。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

・・・計画があるのは今回の申請地よりかなり北西側になります。今回の申請地は・・・と山際間の非常に荒廃した農地になり、一連の・・・とは別の場所となります。

◆2番（山本 宏一） この申請地の上に池がある。この池は生きている池なのか。当農業委員会で議論する話ではないが、上に池があって良いのかなということ。あと、もう一点は事情聴取に応じていないのはどうしてですか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

No. 2については、1, 000㎡を超えるということで、内規上は事情聴取を行うということでありましたが、相手方から書類上で説明を行っており、また足らずの部分については質問いただければ回答しますとのことで、都合で当日こちらに来れないので辞退しますとのことでありました。一応あくまで任意の事情聴取になりますので、それ以上の強制力をもって来てもらうことは出来ませんでしたので、その部分についてはお互いメールで質問のやり取りということで対応しております。以上です。

◆2番（山本 宏一） それであれば仕方がないが、もうひとつ確認したい、No. 3に・・・とあるが、No. 2は近隣であり申請の個人との関係性はどうなっているのか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

一連の・・・が続いた場所にあるということで、全体一つのとしての・・・ではないかという懸念を事務局も持ったので、確認したところ、あくまで個人の譲受人での申請である。ただし、施工は一律・・・が行うと言うふうに聞いております。

◆14番（辻本 傑） No. 2については、たまたま事情聴取出来なかったが、現地調査はしてきました。事務局も把握していると思いますが、・・・するについて申請では造成などしないということだが、現地は大きな木があり、根を引き抜くと造成が必要になってくる。それから、ここは棚田のようになっているがすぐ下に民家がある。造成しないということは多分地すべり等を起こさないように配慮したことだと思われるが、木を引き抜いたりすると多分

地盤が緩んでしまうので、この点許可には不安がある。また、もうひとつは排水について、西側に水路がある。この水路の石垣が崩落している。この水路に幅約1mの農道を挟んですぐ下に民家があり、その水路が民家のすぐ脇を通っている。そういう状況で、水路について水利組合がするのか・・・を行う申請者がするのかは別として、ここの目途をきっちり付けないと、将来起こってしまってから考えてもいけないので、許可を出すのは水路の補修を見届けてからが良いのではないかと少し危惧しています。以上です。

◆2番(山本 宏一) そのような指導とか、そうしなければ許可できませんとかすることはできますか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

今のご指摘の部分については、事務局も現地を確認し危惧しています。ただし、現状を一切変えない。現在荒れている農地を一旦綺麗にする。綺麗にした上で一切手を加えずにそこに・・・を置くだけです。よって今までと現状変わることはないということが申請者の論点になってきます。そうなってくると、ここにうそがない限りは、今と変わらないでしょうということからすると、不許可にするとか保留にするという理由が成り立たないと思っております。ただ、先ほど辻本委員の指摘もありましたように抜根の問題ですが、これについても都市計画課、開発とも協議して、もし1mを超えるような埋め立てなどがあればそちらに抵触してくるが、木の根は抜いてみないとどれ位の長さなのか分からないので、その前段階で指導するのは行政としてはなかなか難しい。非常にもやもやとした感じで

はあるのですが、今後もこの計画は継続していくと思われまますので注視していきたいと思いますが。現時点において、この申請についてどうにかすることは事務運用上困難であると考えております。以上です。

◆15番(吉川 松男) 現状のままで・・・を置く、・・・にも・・・があるが・・・を設置すると地面に雨水がしみ込まなくて、雨が全て流れてしまう。現状のままということだが、・・・はガラスなので水路に全て流れてしまう。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

今回の委員会の意見を県に上げるときに、ご指摘の水の件について、当委員会は懸念があるという形で県に意見を上げることで対応しようかと思っております。

◆会長(谷河 績) それでよろしいでしょうか。

◆14番(辻本 傑) この議案に異議を唱えるものではありませんが、最近露天資材置場や駐車場という内容で申請してくる議案が多くなってきましたが、以前・・・で、露天資材置場の申請がありまして現地調査をして報告もしましたが、ところが資材を置かず、いつまで経ってもそのままになっている。それで、少し調べたのですが資材置場として一旦承認を受けると農地以外のものに簡単に転用できるという利点がある。第三者に転売する場合でも農業委員会に申請する必要がない。或いは資産の確保として。今後のことだが、資材置き場と申請があった場合、他に資材置場をもっていないのか、そこにどれほど資材を置いているのか、新たに資材置き場を作らないといけないのか。その辺を探れるような資料を出してもらった方が良いのではないかと。別に異

議を唱えているのではなく、自分が現地調査に行った件で気になっていたのです。以上です。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。

今の意見をふまえて次回から必要のある資料として、そのようなことが分かる資料を添付するように指導します。

◆会長（谷河 績） 議案第3号についてはかになにかございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が16件ございました。貸借権が2件、使用貸借権が14件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。面積は、田が37,066㎡、畑が1,725㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が7件あり、面積は田が16,822㎡、畑が869㎡です。なお、No.9については新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので辻本委員さん報告願います。

◆14番（辻本 傑） 議案第4号No.9の利用権設定に関する事案について、1月28日に有本委員のほか事務局の職員2名と共に現地調査を行い、更に筒井及び平岡両農地利用最適化推進委員も加わり、

申請人からの事情聴取を行いました。その模様を報告いたします。

利用権を設定する農地は、・・在住の・・・氏が所有する農地で詳細は議案書に記載のとおりです。いずれも・・に所在する・・筆の農地で、梅が栽培されています。利用権を設定することになった・・氏は、高齢化に伴い梅の栽培を続けることが難しくなってきたことなどから、引き続いて栽培してくれる人を探していたところ、・・在住の・・・氏から耕作したいという申し出があり、利用権を設定したうえで、梅の栽培を引き継ぐ運びとなったものです。

なお、利用権の設定を受ける・・・氏は、新規就農者で、これまで・・・で一従業員として農業に従事した経験はあるものの、梅の栽培は初めてのようです。幸いこの梅畑に強い思い入れを持つ利用権設定者の・・氏から日常的に指導支援が受けられることになっているほか、これまで・・氏が作業場として使ってきた倉庫や農機具なども借用出来ることなどからして、新規就農者とはいえ、梅を栽培するうえでの心配は少ないものと思われま。

また、利用権の設定を受ける運びとなった・・・氏は、農用地のすべてを効率的に使用して耕作するほか、農作業に常時従事する旨の意志を示しています。これは、利用権の設定を受ける者として具備すべき要件を満たすものであり、申し出を許可しても問題は無いものと思われまますが、委員各位による十分なご審議をお願いし、報告いたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、

ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆中村主査 番外、説明いたします。

本件については、平成30年5月開催の農業委員会総会において、非農地判断や非農地通知書の交付基準等について取り決めを行ったものです。非農地判断とは、農地の利用状況調査により、自然に荒廃した遊休農地について、取り決めた基準に基づき非農地として判断するもので、農地から自然に変化した山林等を対象としています。本委員会では、今回がはじめての非農地判断による非農地通知となります。

令和元年6月13日、西和佐地区・・・及び・・・で岩橋委員、井口推進委員とともに現地調査を行っています。非農地の判断基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行いました。事前通知は19件、39筆です。その内、5件、14筆につき非農地通知依頼書の提出がありました。面積は、田が1,959㎡、畑が487㎡で合計2,446㎡です。No.1からNo.5について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われまます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、

何かご意見、ご質問ございませんか。

◆8番（湯川 徳弘） 土地改良区へこのようなものがいくのですか。

◆清瀧副課長 番外、説明いたします。本案件にかかる地域については、土地改良区等は設定のない地域となっています。

◆会長（谷河 績） 他にご意見、ご質問はございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第3条許可申請における別段面積の変更について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地問題小委員会で審議し、前回の農業委員会終了後に報告のあった農地法第3条許可申請における別段面積の変更の件について議案として上程するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

続いて、11月11日に開催した農政問題調査研究小委員会について、岩橋委員長報告願います。

◆10番（岩橋 章） 去る11月11日に農政問題調査研究小委員会を開催し、審議した結果を報告させていただきます。

農業委員会だよりについて審議いたしました。まずは、お配りしております農業委員会だより校正案をご覧ください。小委員会にて農政の委員の皆さんにご意見をお聞

きし、校正しました。ご了承いただけたら、この内容で印刷業者に依頼したいと思います。なお、周知方法については、昨年と同様に自治会を通じて市内全域に全戸回覧するとともに、市役所支所・連絡所、JAわかやま営農センター、関係機関に設置または配付の予定です。12月末から1月上旬の回覧となります。報告は以上です。

◆会長（谷河 績） この報告内容について、ご了承いただけますか。

「異議なし、との声。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようございませぬので第30回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

14時14分 閉会